

解約通知書

貸主様

この度、次のとおり賃貸借契約を解除し、退去日までに明渡すことを通知致します。
また、下記注意事項を遵守いたします。

届出年月日	平成 年 月 日	貸主名	
お住まいの 建物	物件名： ()号室 所在地：	賃料： 円 共益費： 円	
移転先	〒 電話 () - 携帯 () -		
昼間連絡先 (勤務先等)	〒 電話 () - e-mail		
敷金返還先	銀行 信用金庫	支店 普通・当座 No.	
退去立会希望日	平成 年 月 日 (: ~)		
退去日	平成 年 月 日 氏名		Ⓜ

(太線内をきれなくご記入ください)

【ご注意とお願い】

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、退去日の翌日から所定の予告期間が必要です。万一その予告期間に満たない間に退去される場合、住居の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去(明渡し) 退去は住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。尚、カギの返還以降は契約解除日以前でも住宅の使用はできません。
- ③現状回復 退去の際は満了日までに全ての荷物を搬出して下さい。室内に残っている荷物や自転車・バイクなど残置物がある際は、その撤去費用を負担していただきます。
- ④賃料等 契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日まで賃料が発生致します。
- ⑤公共料金等 電気、ガス、水道および電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金精算をしてください。
また、郵便物の転送届けの手続きをお願いします。
- ⑥敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残ってる場合には、その債務金額を排除した残額を退去後1ヶ月以内に、貸主より上記指定口座にお振込み致します。
- ⑦退去日の変更 一度ご通知いただいた退去日はいかなる理由があろうと変更することは出来ません。次の引越日が未定の場合は、余裕をもって退去日を設定してください。